

農地法第 4・5 条 農地転用許可申請書、添付書類

提出部数 各2部 (1部原本・1部写し)

受付期間:毎月15日まで (15日が閉庁日の場合は直前の平日)
--

受付場所	番号	受付年月日
		年 月 日
農業委員会事務局		支所
(担当)		(課長) (担当)

[注意事項]

- 申請書は、申請者の自筆での署名(記名の場合は押印)が必要です。
- 申請書の提出等が、申請者本人でない場合は委任状が必要です。
- 申請内容について、事前に地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談いただきますようお願いします。
- 添付書類については裏面をご参照ください。
- 各機関発行の証明書類は発行から3ヶ月以内の物をご用意ください。
- 証明書類の原本還付をご希望の場合は、窓口に「原本」と「添付用の写し」の2点をご提出ください。
- 書類の確認に時間がかかりますので、提出の際は時間に余裕をもって窓口にお越しください。

[対象農地]

- 1 市街化区域以外の農地
 ※農振農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地は原則不許可
 ※宅地分譲を目的とする宅地造成事業は原則不許可

[主な許可基準]

- 1 立地基準
 農地を営農条件や周辺の市街地化の状況からみて区分し、転用の可否を判断する基準
- 2 一般基準
 農地転用の確実性や周辺農地等への被害防除措置の妥当性などを審査する基準

[申請者記入欄] 以下の項目を確認し、該当する方にチェック(✓)を付けてください。

1	申請地は農振農用地ではない	□はい	□いいえ
2	申請地は中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払交付金の対象地ではない	□はい	□いいえ
3	転用農地の合計面積は30アール(3,000㎡)以下である	□はい	□いいえ
4	転用農地の合計面積は4ヘクタール(40,000㎡)以下である	□はい	□いいえ
5	申請者地は経営移譲年金(または特例付加年金)受給対象地ではない	□はい	□いいえ
6	申請地は納税猶予を受けている農地ではない	□はい	□いいえ
7	農業委員・推進委員に事前に相談し、了承を得ている	□はい	□いいえ
連絡先	氏名	電話番号	備考

[申請記録(事務局記入用)]

日付	訂正、加筆等の内容

申請書・添付書類		発行 機関	チェック欄	
			申請者	事務局
1	第4条・第5条許可申請書	☆		
2	申請農地の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内) 下記にチェックした場合は登記事項証明書の提出は不要 ☐ デジタル行政推進法第11条に基づき、南丹市農業委員会が登記事項証明書を 取得することに同意します。	法務局		
3	申請土地の公図(発行から3ヶ月以内)	法務局		
4	申請土地の位置図(住宅地図等で表示)	－		
5	個人 住民票(発行から3ヶ月以内・5条は譲渡(貸)人、譲受(借)人双方) 申請者本人の抄本で、本籍・世帯主の記載は不要 登記事項証明書に記載の所有者住所が現住所と異なる場合は住所異動がわかる附票 等が必要	市区 町村 役場		
	法人 法人登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)	法務局		
	定款又は寄付行為(写)	－		
	組合員名簿又は株主名簿	－		
6	誓約書	☆		
7	同意書 水利権者、用排水権者及び公道・里道等に関する関係機関の同意書提出	☆		
8	資金証明書(預金残高証明・融資証明書等)	－		
9	見積書(売買契約書、造成工事・施設建設工事等)	－		
10	事業計画書 事業計画書は、許可申請書の転用事由の詳細を補足するもの	☆		
11	土地利用計画図・用排水計画図 土地利用計画図は、建物等の面積及び位置、施設間の距離及び道路等を表示した図面 用排水計画図は、土地利用計画図で用排水計画が示されている場合は不要	－		
必要に応じて添付する書類				
ア	申請地が土地改良区の区域の場合	土地改良区受理書(☆)		
イ	圃場整備・区画整理事業実施中の場合 (換地処分未完了地区を含む)	換地予定図面		
		一時利用指定通知書(写)		
		異種目換地指定通知書(写)		
		換地確約書		
		事業計画についての事業主体証明書		
ウ	抵当権が設定されている場合 私法上のトラブルを未然に防ぐものであり、必須の添付書類ではない	抵当権抹消承諾書 又は 権利移転等同意書		
エ	仮登記(所有権移転)が設定されている場合 私法上のトラブルを未然に防ぐものであり、必須の添付書類ではない	所有権移転請求権仮登記抹消承諾書 又は 権利移転等同意書		
オ	賃借権等設定又は小作関係がある場合	賃借権等設定解除手続き 又は 小作人の合意解約書		
カ	相続登記未了の場合 除籍・戸籍謄本等は相続人であることが確認できるものが 必要 ・名義人の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本および戸籍の附票、住民票等	遺産分割協議書 又は 相続人代表者指定届(同意書)		
		相続関係図		
		除籍・戸籍謄本等		
キ	転用目的が無建築物転用の場合	現有資材置場・駐車場利用状況調 書(☆)		
ク	転用目的が宅地分譲の場合	宅建業登録の写し		
ケ	他法令の許可等が必要な場合 開発許可等が必要な場合は許可申請前に担当部署と十分協議を行うこと	他法令許可等の手続き状況を確認 する書類		
コ	太陽光発電設備設置の場合	系統連携契約書 又は 申込書(受付日を確認できるもの)		
サ	代理人が申請する場合	委任状		

● 発行機関が「☆」の様式は事務局にあります。また、ホームページにも掲載されています。